

# 土地の選定について

①市が所有する未利用地及び売却予定地、小・中学校または市営住宅の建替えが計画されている土地、国・県が所有する未利用地、市内において施設の移転、建替えや開発等が予定されている民有地等であること  
 ※現地の敷地面積6,000㎡を基準に抽出

②敷地面積が15,000㎡以上であること（容積率が300%の場合は10,000㎡以上）

## 【市内の未利用地等の件数】

|                       | 東 | 博多 | 中央 | 南 | 城南 | 早良 | 西 | 合計 |
|-----------------------|---|----|----|---|----|----|---|----|
| ①市内の未利用地等<br>6,000㎡以上 | 7 | 2  | —  | — | 1  | —  | 2 | 12 |
| ②敷地面積15,000㎡以上        | 6 | 1  | —  | — | —  | —  | — | 7  |

※令和 6 年 5 月時点